



各 位

会 社 名 株式会社 栗本鐵工所
コード 5602 (東証・大証第一部)
代表者 代表取締役社長 福井 秀明
問合せ先 執行役員 財務部長 小島 眞也
TEL (06) 6538-7724

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、訴訟を提起することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟に至った経緯

当社は、ダクタイル鋳鉄管直管の営業の一部について改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に違反したとして、平成 11 年 12 月 22 日付で公正取引委員会より改正前の独占禁止法に基づく課徴金納付命令を受け、その対象・範囲に不服があるとして平成 12 年 1 月 19 日付で審判請求を行い、当社の見解を主張してまいりました。

この度、平成 21 年 6 月 30 日付で、公正取引委員会より、平成 12 年(判) 第 3 号及び第 6 号につき、合計で金 29 億 3489 万円の課徴金納付を命ずる審決書の送達を受けました。

本審決書におきましては、当社の主張が認められなかったことから、当社は東京高等裁判所に対して審決取消訴訟を提起することを、本日開催の取締役会で決議いたしました。

2. 訴訟の相手方

(1)	名 称	公正取引委員会
(2)	所 在 地	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号
(3)	代表者の氏名	委員長 竹島 一彦

3. 今後の見通し

今後の見通しについては、現状では推測できませんが、当社の主張の正当性を主張して訴訟を進行していく所存です。

なお、本件に関して追加情報が発生いたしましたら、適宜、開示いたします。

4. 業績に与える影響

本件につきましては、平成 21 年 3 月期にて課徴金相当額を課徴金引当金として引当済みであります。

以 上